

7 服務の状況

1. 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除することがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか、「職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しています。

2. 営利企業等の従事制限に関する許可

職員は、地方公務員法第 38 条の規定により、営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けて、営利企業等に従事することが認められています。

令和 4 年度においては、消費生活相談員として従事する場合等につき許可しました。